

要介護認定の申請についてのご案内

要介護認定等を受けようとするときには申請が必要となります。第1号被保険者（65歳以上の方）と第2号被保険者（40歳から64歳の医療保険加入者）は申請をすることができます。なお、第2号被保険者は加齢に伴う16種類の病気により、介護や支援が必要となった方が認定の対象となります。

■ 要介護認定の申請に必要なもの

● 本人が申請する場合

- ①認定申請書及び認定調査確認票
- ②介護保険被保険者証
- ③本人の医療保険への加入が確認できるもの
資格確認書（資格情報のお知らせを含む）またはマイナポータルの「医療保険の資格情報画面」の提示など
- ④本人の個人番号が確認できるもの（写しでも可）
個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写しなど
- ⑤本人の身元確認ができるもの
個人番号カード、運転免許証など、顔写真付きのものであれば1点
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、医療保険の資格確認書など、顔写真のないものであれば2点

● 代理人(ご家族・ケアマネージャー等)が申請する場合

- ①認定申請書及び認定調査確認票
- ②介護保険被保険者証
- ③本人の医療保険への加入が確認できるもの
資格確認書（資格情報のお知らせを含む）またはマイナポータルの「医療保険の資格情報画面」の提示など
- ④本人の個人番号が確認できるもの（写しでも可）
個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写しなど
- ⑤代理人の身元確認ができるもの
個人番号カード、運転免許証、居宅介護支援専門員証など、顔写真付きのものであれば1点
医療保険の資格確認書、年金手帳など、顔写真のないものであれば2点
- ⑥代理権の確認ができるもの
委任状（ただし、②の介護保険被保険者証を忘れずお持ちいただければ、それにより代理権のあるものとみなしますので委任状は不要です。）

よくある質問とその回答 (Q&A)

Q. 「個人番号カード」とはなんですか？

A. 個人番号カードは、本人の申請により取得できる顔写真付きのICカードです。交付手数料は当面の間は無料（紛失等による再発行の場合を除く）
で、個人番号の確認と本人の身元確認が個人番号カード1枚で同時に可能になります。
また、マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請に利用できるようになるなどのメリットがあります。

Q. 申請には必ず申請書への個人番号の記載や個人番号カードによる個人番号の確認が必要ですか？

A. 申請には、原則として申請書への個人番号の記載及び個人番号カード等での個人番号の確認が必要です。
ただし、申請者が自身の個人番号が分からず、申請書への記載や個人番号の確認が難しい場合であっても、それを理由に申請を拒否することはありません。その場合は、市の職員が住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク等を用いて個人番号の検索、確認を行いますのでご理解ください。

Q. 本人が認知症等で意思表示能力が著しく低下しており、申請に関する代理権の授与(委任状を書くなどの行為)が困難な場合はどうしたらよいですか？

A. 本人が認知症等で、委任状を書く、介護保険被保険者証を預けるなどの行為により他者に申請行為を委任するといった意思決定が困難である場合は、窓口でその旨をお伝えいただき、申請書に個人番号の記載をせずに提出してください。

Q. ケアマネージャーや介護施設の職員などに代理申請をしてもらう際、個人番号が知られてしまいますが、個人番号の漏洩や悪用につながらないか心配です。

A. 代理人はあくまで代理権の範囲内（申請行為の授権のみ）で業務を行っているに過ぎない為、これを超える範囲で個人番号を取り扱うことは認められていません。
例えば、本人の委任の範囲を超えて、申請時に知り得た被保険者の個人番号を控えて事業所にストックしておくことや、利用することなどは許されず、違反した場合は特定個人情報保護委員会の措置命令や罰則の対象となる可能性もあります。

【問い合わせ】

清須市役所 高齢福祉課 介護保険係

Tel 052-400-2911（代表）